

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について

令和3年3月17日

水環境・土壌農薬部会長決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。）第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について（平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。）7の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。

I. 部会の運営方針について

部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

1. 会議の公開及び出席者について

総会決定1（1）①の規定に基づき会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

2. 会議録等について

（1）総会決定2（1）②の規定に基づく会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員（以下（「委員等」という。）から明示の了承を得ることとし、その後、速やかに公開するものとする。

（2）総会決定2（3）①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の名前を記載するものとする。

（3）総会決定2（3）①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

（4）総会決定2（3）②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とする。

II. 小委員会及び専門委員会の運営方針について

部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。